

平成23年第4回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成23年7月27日(水曜日)午後1時31分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について

(町長提出)

日程第 4 議案第2号 那珂川町屋外拡声装置整備工事請負契約の締結について

(町長提出)

日程第 5 議案第3号 平成23年災農地・農業用施設災害復旧工事請負契約の締結について

(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大金 伊一 君	副 町 長	佐藤 良美 君
教 育 長	桑野 正光 君	会計管理者兼 会計課長	鈴木 吉美 君
総務課長	益子 実 君	企画財政課長	藤田 悦男 君
ケーブル テレビ放送 センター室長	増子 定徳 君	税務課長	川俣 勇也 君
住民生活課長	手塚 孝則 君	健康福祉課長	郡司 正幸 君
建設課長	秋元 彦丈 君	農林振興課長	山本 勇 君
商工観光課長	高野 麻男 君	総合窓口課長	薄井 績 君
上下水道課長	塚原 富太 君	環境総合推進 室長	星 康美 君
学校教育課長	川和 なみ子 君	生涯学習課長	小川 一好 君
農業委員会 事務局 長	秋元 誠一 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	田村 正水	書 記	板橋 了寿
書 記	岩村 照恵	書 記	北條 清

開会 午後 1時31分

開会の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

議長（川上要一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

会議録署名議員の指名

議長（川上要一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、塚田秀知君及び4番、鈴木雅仁君を指名いたします。

会期の決定

議長（川上要一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、議案第1号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、こんにちは。

本日は暑い中、平成23年第4回議会臨時会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいま上程されました議案第1号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、提案理由を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、去る3月11日に発生した東日本大震災の影響により、役場本庁舎及び小川庁舎が被災し、その対応策を講ずるべく実施しました耐震診断の結果に基づき、応急対策として現庁舎機能を維持するため、危険箇所の一部解体、補修、修繕工事を施工する経費を計上するものであります。

歳出を申し上げますと、総務費で庁舎維持管理費は本庁舎及び小川庁舎の危険箇所の解体、補修、修繕工事による委託料及び工事請負費で4,600万円を計上しました。

内容につきましては、役場本庁舎は木造の増築部分及び2階の鉄骨づくりの増築部分を解体、撤去し1階部分に負担のかからないように軽量化するとともに、屋根、外壁等について補修、修繕するものであります。

また、小川庁舎についても2階の第3委員会室及び倉庫として使用している木造部分等を解体、撤去し1階部分を補修、修繕するものであります。

これに要する財源は繰越金を充当いたしました。これにより補正額は歳入歳出それぞれ4,600万の増となり、補正後の歳入歳出予算の総額は86億1,800万円となりました。

以上、一般会計補正予算についてその要旨を申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 1番、佐藤です。

まず第1号議案について、いろいろご質問したいと思います。

まず1つ目といたしまして、耐震について一次診断を実施した結果に基づいて今回の補正に至ったわけでございますが、栃木県建築事務所協会名で調査結果報告書が出されているわけでございますが、調査に当たった設計業者はどこの業者かを伺いたい。

2つ目といたしまして、工事の内容について次の点について伺います。

本庁舎について。解体面積は何平米か。その積算額は。2つ目。改修工事について電気工事費、給排水工事等の設備工事費について詳細に伺いたい。

今回補正に計上された金額は、どのような積算根拠に基づいて計上されているのか伺いたい。

大きな3つ目といたしまして、耐震診断結果を踏まえた現況と対応策についての中で、本庁舎については住民と職員の安全性を考慮し、敏速な対応が必要であると判断したとのことあります。また、小川庁舎については耐震性は低いものの、危険箇所の解体、撤去、一部補修することで、短期的な使用は可能であると判断したとあります。ここで言う敏速な対応とはどのように認識しているのか、お伺いします。

安心・安全なまちづくりと上辺では標榜しておりますが、様々なしぼりの中で対応しているようにしか見えません。建築士設計事務所からの改善方法等の資料3による3つの案が提示されておりましたが、第1案に相当こだわっているような感じがいたします。対費用効果、調査結果報告及び安全性の面からも、第2案の小川庁舎に即刻移転すべきと私は考えております。いずれも本庁舎も一部改修したにしても、新庁舎建設の方向で今、動いている中、また新たに新庁舎ができた場合、解体するという2重の費用負担が生じてまいります。そういうところでやはり第2案を重点的にやっていったほうがよろしいんじゃないかなと。

また1つ、前回の案にありましたように会議室についても馬頭福祉センター、山村開発セ

ンター、ふるさと館、小川公民館会議室等、活用可能なスペースがいっぱいあるわけでございます。また、旧小川図書館の跡地も事務所兼会議室としても使えるので、そういうところの検討の余地もあるのではないかとこのように考えますので、それについてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。

質疑でございますので、わからない点を簡潔にまとめてよろしくお願いを申し上げます。質疑となっておりますから、自分の意見というものは、自論はわかりますが、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

答弁をお願いします。

総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは多岐にわたる質問でありますので、若干順不同あるいは抜けている部分があるかもしれませんが、ご了承願いたいと思いますが、まず建築士事務所協会に委託をしまして診断をしていただきました。これはあくまでも建築士事務所協会との契約であります、実際的には本庁舎に参ったのはフケタ設計、それから小川庁舎を調査しましたのはアライ設計であります。

次に、工事の内容であります、今回見積もりをいただいたのはそれぞれの項目、本体であるとか、あるいは仮設費、解体費、それからサーバーの復旧工事、それぞれの項目ごとに積算をしてあります。金額につきましては、合わせまして今回の予算で上げました工事費の金額であります。

なお、今回の予算は前回、全員協議会で説明した設計費、それから監理費、これが計上されておられません。工事費のみの計上であったわけですが、今回の工事が特殊な事業となりますので、今回の補正予算の中に設計費等を計上させていただきました。

なお、順不同となりますが会議室の使用ということで1,000万程度プレハブ施設を仮設しまして利用するということを予定しておりましたが、現在、商工会と調整をしております、商工会館を使用することで現在、話を進めております。

それと、特に町としては1案にこだわっていることはございませんで、前回、議会の皆様からのご意見、全員の皆さんからご意見をいただきました。それを持ち帰りまして再度、検討を行いました。その中で最小限の経費である程度の危険を回避できる、この案はどれであるかということを検証しまして、どの案についてもメリット、デメリットございます。し

かしながら現時点で第1案がベターであろうかということで、この案を提示させていただきました。

以上です。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 先ほど言いました、その敏速な対応に対する認識。敏速な対応ということは危険であるのではないかなということだから、即刻退去しなさいという勧告ではないかなと私はこう認識しているわけなんですけれども。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子実君） 確かに被災を受けまして、これにつきましてはすぐに対応しなければならぬと思っております。ただ、出発点が、この予算が出発点であります。そうは言っても猶予はございませんので、予算が通り次第、設計を組めるような段取りをしております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 先ほどの設計費の金額でございますが、当然これ職員ではつくれないと思いますよね。どこかの業者からこの見積額をいただいたのではないかなということでも1つお聞きしたいんですけれども、その根拠をお願いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子実君） 建築士事務所協会に委託して、調査に入った業者に見積書を徴取しております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

2番、益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ただいまの佐藤議員の質問とダブる部分もあると思うんですが、やっぱり何と言っても職員の安全、町民の安全が第一だと思うんです。金額とかそういうことも問題があるけれども、その辺で具体的に、町民も来るわけですし、実際毎日、役場の職員が仕事してるわけですよ。そこで本当に安全じゃない状況の中にいるわけですよ。やっぱり命の問題にも関してくるので、早急にやっぱりこれは対応をとるべきだと思うんです。その辺をどういうふうに考えているかを伺いたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子実君） まさに議員おっしゃるとおりでありまして、本来でありますと前

もってやりたいのもやまやまなもんですから、手続上の問題で議会以降しか動けない。ただ、すぐその体制、設計に入れるような段取りをしております。ただ、これから設計を組んで平面図しかございません。立面図あるいは構造上の設計図がございません。それらをこれから積み上げて、今後の解体あるいは補修、それらの工事に挑んでいきたいと思っております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 総務課長の説明はわかるんですが、やっぱり命にかかわる問題なんですよ。予算、議会の承認、それ以前の問題だと思うんですよ。やっぱり町民が来ているときにそういうことが起こらないとも限らないし。職員がそういうのに遭うとも限らない。そういう中で余震も非常に、何回もまた起きています。私もそれは心配で、夜来るとか朝早く来るとか、何回か庁舎に来ているんですが、やっぱりこれが職員がいたり町民がいたりしたら本当に人命にかかわる問題なんで、やっぱり本当に敏速にやるべきだというふうに思います。

議長（川上要一君） 要望ですか。

2番（益子輝夫君） はい。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 平成23年度那珂川町一般会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第4、議案第2号 那珂川町屋外拡声装置整備工事請負契約の締

結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町屋外拡声装置整備工事請負契約の締結について提案理由を説明申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札として1業者の参加申し込みがありました。7月12日に郵送による入札を実施し、落札候補者を決定し事後審査を行った結果、7月13日に富士通ネットワークソリューションズ株式会社関東信越支店が、1億1,970万円で落札と決定しました。

なお、本工事の予定価格は1億3,444万2,000円で、落札率は89.03%でありました。

次に、工事の内容であります但那珂川町ケーブルテレビ施設に、緊急放送やメール配信の機能を追加するとともに、ケーブルテレビの光ケーブルを活用した拡声装置を町内41カ所に整備するものでございます。

工期については、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成日を平成24年3月10日といたします。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

13番、石田彬良君。

13番（石田彬良君） 2点ほど質疑をいたしたいと思います。

馬頭地区では11時30分にサイレンを鳴らしていますね。それから小川地区では12時、それから夕方6時ですか、チャイムを鳴らしております。これからはこの装置ができるとすれば、もちろんこれらも統一したことになると思われませんが、どのようにするのかお伺いいたします。

それと2つ目に、新地に建てる場合、用地等の検討また交渉などは誰がするのか。

それから、もちろんそれについては、それなりの地代も出すようではないかというふうに考えますが、これもどちらから出すのか、また、無償の提供をお願いするのか。もし、地代を考えるとすると町または行政区としてのどちらかが考えるのか、そのあたりをお聞かせい

ただきたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、第1点目のチャイム等のお知らせになりますかね。この辺はできれば統一をしていきたいと。時間についても今後、調整をしたいと考えております。

2点目であります、用地でありますけれども、まず馬頭地区については全部公共施設であります。したがって借地はございません。それから小川地区につきましては、一部借地がございます。ただし、現在使われているサイレンのポール、これ現在使われているうちの15カ所を利用させていただきます。なお、地代につきましては、民地につきましては無償で使わせていただいております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

小川洋一君、お願いします。

14番（小川洋一君） 1点だけお聞きします。

今回、41基子局を建てるというわけなんですけれども、今現在、消防署の……、何ていうんですか、あそこ。分団のところに消防サイレンが立っていますね。あれでも地域によっては聞けないところがある。今回この41基で建てた場合、町民すべてが聞けるかというとなかなか疑問だと思うんですけれども、このようなところはどのような対策をするか。それをお聞きしたい。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず馬頭地区であります、現在15カ所のサイレンを利用してあります。これを25カ所に増設をいたします。なお、この放送の内容はケーブルテレビの緊急放送、これと同じものが流れます。したがって、おおむね周知されるのではないかと考えております。また、小川地区につきましては現在42カ所ございますが、これも数は多いのですが共鳴等が起こりまして非常に聞きづらいということで、それらを整理しまして16カ所とさせていただきます。

以上です。

議長（川上要一君） 3番、塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 1つ目は、停電のときにはどういうふうな対応をするのかお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、今ケーブルテレビでやるというふうなことで話がありましたが、緊急放送は前回もケーブルテレビで流すことが建前だったと思うんですが、停電のためにでき

なかったというふうなことが言われましたが、これに対する反省点があったんじゃないかなと思うんです。その反省点があれば、その反省点をどういうふうに対応するのか。

以上2点についてお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、停電の対応であります。一応停電になった場合、バッテリーによりまして数時間は対応できるものと思います。通常、その後電気が復旧しますけれども、この前の震災のときには一晩中できなかったということで、まずケーブルテレビのほうのバッテリーのほうもてば対応できると思っております。

〔「この前の反省点については、なかったのか」と言う人あり〕

議長（川上要一君） バックアップ電源がだめだったということ。

総務課長。

総務課長（益子 実君） 3月11日の震災につきましては、実際には停電で緊急放送ができなかったということでもありますので、今後、バッテリーあるいは自家発電装置等、この辺は検討していきたいと考えております。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） これは要望といたしますが、私の考え方なんですけれども、通電がなされたときに、少なくともこういうことで皆さんに連絡することができなかったというふうなことを、町の管理者がやってしかるべきではなかったかと思うんですよ。住民の方は何で緊急放送があるのにできなかったんだと、非常に不満が多かったわけですよ。少なくとも、もし最悪できなかった場合にはチラシで応急措置を取るとか、そういったことが、私は対応策ではないかなと思うんですよ。その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） さまざまなそういった不都合があった点、これらにつきましては今後、現在の地域防災計画の見直し作業も入っております。そういったときの対応につきましても検討してまいりたいと考えております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

5番、益子明美さん。

5番（益子明美君） まず1点目は、入札参加者が1社ということで、入札参加資格についてお伺いいたします。

それからこの屋外拡声子局整備41カ所ということなんです、この整備箇所の配線という

のはケーブルテレビの配線を使って行うことですよね。ケーブルテレビ関係ということで、ケーブルテレビ特別会計の事業として予算措置をしないで、一般会計予算ということで、消防費ということで当初予算が組まれていましたけれども、そういうふうにしたのはなぜかということと、それからそのバッテリーで数時間対応できる、今回停電でいくらケーブルテレビの緊急告知放送があっても何の役にも立たなかったということを踏まえて、数時間対応ができるこういった防災無線があれば、少しはいいのかということになってしまうと思うんですが、この数時間というのはどのくらいなのか。例えば1時間、2時間程度なのか、半日程度なのか。こういった震災を踏まえて、後々もっとこういったバッテリーを十分に完備した停電対応の防災無線というのが出てくる可能性があるのではないかとこのように考えますので、その辺どういうふうにご検討されているのかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、第1点目の入札参加資格であります。基本的には会社の経営状況、それから技術者の評価の高い業者基準、これは経営審査総合評点値であらわします。これの1,000点以上であります。なお、エリアにつきましては広域関東圏といたしました。

それから、ケーブルテレビの配線を利用ということですが、あくまでも消防防災施設でありますので、この管理も含めまして消防の責任で行うということになります。

それから、バッテリーであります。継続して入れたままやる場合には、確かに数時間になるかと思えます。この辺の対応は今後、ケーブルテレビとも検討していきたいと考えております。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 1つ目の入札参加資格に見合った業者というのは何件くらいあったのか。

それから消防防災施設であるので、一般会計からということなんですが、ケーブルテレビの事業を始めるときに皆さんにお知らせしていたパンフレットの中に、音声告知放送の整備ができますよということで、その中では屋外では防災無線、屋内では音声告知で確かな情報を伝えることができるというふうにしかりうたっているわけですよね。ですからケーブルテレビ事業でできなくはないわけですよ。なぜ、ケーブルテレビ事業でということを行っているのかということ、特別会計におきましては消費税の還付ということが出来ますよね。それで、事業収入、要するにケーブルテレビ事業で入ってくる収入の消費税と、こういった工事

費や維持管理費に係る消費税を相殺して、還付金が平成21年度なんかは2,700万くらい入ってきているわけですよ。今年度あたりはこういったケーブルテレビ事業で工事とか行っていないので、今後、還付金というのはないという可能性がありますよね。そういった財政面を考えても、これはケーブルテレビ特別事業会計で行う事業のほうがより有利であるし、税金の使い道の執行としては特に有利なほうを選択すべきというのは、行政の第1の主点ではないかと思うので聞いているんですが、その辺どういうふうにお考えなのか伺います。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、該当業者でございますが、広域関東圏1都6県でございますが、その中の38社でございます。

次に、特別会計の関連であります。これにつきましては先ほども申し上げましたように、あくまでも消防防災施設であるということで所管の総務課の責任で対応したと。これは、例えば福祉に使うであるとか、教育で使うであるとか、そういった場合もそれぞれの費目に組んであると思います。

議長（川上要一君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 38社あったんですね。資格に適合するんですかね。なぜ1社しか入札してこなかったのかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺の周知というのはどのように行われたのかということをお伺いします。

それと、先ほどから申し上げている特別会計に振りかえてできないのかという件なんですけれども、消防防災施設ではありますよね。でも、配線はケーブルテレビの配線を使っていて、事業としてはケーブルテレビ事業として行っても何の問題もないというふうに思いますし、具体的に屋外では防災無線に使えるということをやっているわけですから、事業の執行として有利なほうを使うというのは行政の責任であると思いますし、ざっと試算しただけでも800万くらいの還付金が戻ってくるのではないかとというふうに考えると、行政のほうで皆さん試算しているかどうかわからないんですけれども、それだけ得するわけですよ、住民の人たちは。それで、実際事業が行われて防災無線と言ってもバッテリーが2、3時間しかかきかなくて、結局は1億1,900万からの事業をしても何の役にも立たなかったというのでは、本当に事業としてどう考えているのかというふうに思いますので、この辺もう一度、ぜひ振りかえて特別会計で事業を行うふうに予算措置の振替を行うべきであると思いますので、もう一度お伺いいたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、第1点目の1社しか参加しなかったという点ではありますが、この周知につきましては町のホームページ、それから業界の新聞、これらに周知をしております。なお、参加申請は4社ございましたが、最終的に応札したのは1社ございました。

それから、特別会計との関連であります。やはり今後の管理運営、これはやっぱり消防防災でやらなければならないということがあります。それから特別会計につきましては、基本的には独立採算で行うべきものであるのが原則であります。これの管理を含めると、また議会からも指摘がございます繰り出し金等がふえる要素になります。さらには今後、指定管理を進める上で、やはりこの施設につきましては一般会計で管理をするのがいいだろうという判断であります。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町屋外拡声装置整備工事請負契約の締結については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議ありでございますので、起立採決といたします。

議案第2号 那珂川町屋外拡声装置整備工事請負契約の締結については原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第5、議案第3号 平成23年災農地・農業用施設災害復旧工事

請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 平成23年災農地・農業用施設災害復旧工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札として5業者の参加申し込みがありました。7月12日に郵送による入札を実施し、落札候補を決定し事後審査を行った結果、7月13日に佐藤建設株式会社が、5,512万5,000円で落札と決定しました。

なお、本工事の予定価格は6,101万5,500円で、落札率は90.35%でありました。

次に工事の内容であります。3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による、被災した矢又地区の農地及び農業用施設を土砂廃土による復旧をするものです。農地の面積は1.6ヘクタール、農業用施設の道路延長は593メートル、水路の延長が166メートルであります。

工期につきましては、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過する日として、完成日を平成24年1月26日といたします。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

1番、佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 確認でお聞きしたいんですが、契約の目的の中にございます農業用施設災害復旧工事、1ハイフン何々とか書いてありますけれども、この意味はどのような意味なのか教えていただければと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 契約の目的のところに書いてあります工事の番号ですね。411分の1。この411というのは市町村の番号です。それで、1番につきましては那珂川町の農地帯の番号を1番からつけております。同じく411分の508とありますけれども、この508につきましては那珂川町の農業用施設災害を500番からつけております。だから農業用施設災害については501、502、503ということで箇所が決められております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） 今の説明によりますと、3カ所に及ぶという形でとらえてよろしいんでしょうか。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） 今回、矢又地区の災害につきましては、農地災害と農業用施設災害と一緒に被災を受けましたので、これを1作業に設計をまとめまして、それで発注したということで農地1カ所、施設3カ所、施設については農業用の排水路、それと農業用の用水路、それと農道の3カ所になっております。

議長（川上要一君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） これ1業者で1発で入札しているわけでございますけれども、早急に復旧させるという観点から考えれば、分割をして2カ所くらいにして年内に復旧できるようにすればよかったのではないかと思います。なぜこれ1本になってしまったのかお伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） まず工事の内容ですけれども、箇所が2カ所に分けるというのが、まず分けづらい点もございます。内容につきましても農地災害と農業用施設災害が一緒になっておるものですから、別に分けて発注すると設計のほうの内容も難しくなると。また、別にするると経費等も余計にかかってしまうということで、1本の工事で発注をいたしました。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

石田彬良君。

1 3 番（石田彬良君） 今回の矢又、押野地区の農地・農業用施設災害復旧工事の計画は、行政の早い対応に対しまして私、地元の議員として厚く感謝を申し上げます。

そこで3点ほど質疑をいたしたいと思いますが、まずは仮設地域の方々と話し合いがあったお話でございましたが、その中でまずは土の持ち出しの用地ですね。これはあれから数日たっておりますけれども、確保できているのか。

それから2つ目には樹木、杉または雑木ですが、これはもとをただせば山の方々の木でありますので、それに対しての処分はどのような話し合いになったのか。

それと3つ目に現在、あそこは押野前山線の農道でありますけれども、山崩れ現場の下が今、通行どめにしてあります。それで最近では余震の回数も少なくなっているということでもありますので、何とか仮復旧でもよいので通行できるようにしてもらえないかというような

地域の声もありますので、そのあたりどのように考えているか、3点ほどお伺いいたしたい
と思います。

議長（川上要一君） 農林振興課長。

農林振興課長（山本 勇君） まず1点目の残土処理についてでございますけれども、過日、
工事を発注するに当たりまして、地元の被災を受けた関係者らへの説明会をこれまでに2回
実施しております。その中で残土処理につきましては設計図は2キロ以内で設計しておりま
す。運搬距離が長くなりますと、工事費も高くなりますので、そういうことで地元の地権者
と話をしまして、今のところだいたい3万立米の残土処理があるんですけれども、約1万
5,000については関係者の土地の中で処理をすることでおおむね話が進んでおります。あと、
残りの土については今現在、2キロ以内で処分する考えで箇所を探しているところでござい
ます。

それと2点目の樹木の処理でございますけれども、設計上は産業廃棄物として搬出するこ
とで設計しております。

それと土砂崩れによる通行どめの箇所につきましては、今回、工事発注しましたので、着
手になりましたらば、1日も早く土砂を撤去しまして、通行できるように対応したいと考
えております。

議長（川上要一君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 平成23年災農地・農業用施設災害復旧工事請負契約の締結については原案の
とおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、今期臨時会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます

これにて、平成23年第4回那珂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時18分